

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第十六号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一の三十三の十六の項の次に次のように加える。

三十三の十七 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の三第一項の規定に基づくマンションの管理に関する計画（三十三の十八の項及び三十三の十九の項において「管理計画」という。）の認定の申請に対する審査	1 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の四各号に掲げる基準（県マンション管理適正化指針に係る基準を除く。）について同法第三十六条第一項に規定する指定登録機関がその適合を証する書類（三十三の十八の項において「適合証」という。）の添付がある場合 三千八百円
三十三の十八 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の六第二項において準用する同法第五条の三第一項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	2 その他の場合 二万六千円
三十三の十九 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の七第一項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	1 更新後の管理計画に係る適合証の添付がある場合 三千八百円 2 その他の場合 二万六千円

別表第一の三十四の項中「、第六十三条第三項第五号イ若しくは第六十八条の六十九第三項第五号イ」を「若しくは第六十三条第三項第五号イ」に改め、同表の三十五の項中「、第六十三条第三項第六号若しくは第六十八条の六十九第三項第六号」を「若しくは第六十三条第三項第六号」に改め、同表の九十三の項中「七千円」を「八千二百円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。